

令和7年度 千曲市「第4弾 ちくま生活応援券」 取扱店募集要項

1. 趣旨

千曲市が発行・交付する「第4弾ちくま生活応援券（以下「応援券」という。）」は対価の弁済手段として使用される物品の購入若しくは借受け又は役務の提供を行うもので、この応援券を取扱い、換金を申し出ることができる事業者（取扱店）を募集します。

2. 取扱店の募集受付期間

【最終受付期限】令和8年6月30日（火）です。

【一次受付期限】令和8年2月20日（金）です。

※世帯宛に送付する応援券使用案内チラシに取扱店名が掲載されますのは、一次受付期限までに申請があった取扱店のみとなります。

3. 応援券の使用期間

令和8年5月1日（金）～令和8年8月31日（月） ※123日間

4. 応援券で支払いできないもの、またはサービスの提供が受けられないもの

- ・不動産、資産価値を上げるような大規模リフォーム、家賃地代
- ・金融商品、出資、債務の支払い
- ・商品券、プリペイドカードなどの金券、金銀等の貴金属（宝飾品は除く）等、換金性の高いもの
- ・電子マネーの購入（チャージ）
- ・風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する業務（性風俗関連特殊営業）のうちにおいて提供されるサービス等
- ・事業に関わる仕入れ等の支払い
- ・国税、地方税、使用料等の公租公課（公営ギャンブルを含む）
- ・その他、本事業の趣旨にそぐわないと千曲市が判断するもの

5. 取扱店の登録資格

千曲市内の店舗、事業所等で事業を営む事業者

ただし、以下の場合を除きます。

- ・本要項の4で定める商品、サービス等のみを取扱う事業者
- ・千曲市暴力団排除条例（平成24年千曲市条例第41号）第6条に規定する暴力団関係者が関与する場合
- ・特定の宗教・政治団体に関わる場合や、業務内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- ・その他、本事業の趣旨に合致しないと千曲市が判断した場合

6. 取扱店の登録方法

ウェブ上にある「ながの電子申請サービス」の入力フォームを利用して必要事項を入力するか、同封した「第4弾ちくま生活応援券 取扱店登録申請書」に必要事項を記入し、市総務課へ郵送してください。郵送で送付する場合の切手代は申請者の負担となります。

なお、申請後に、現に事業を行っている事を証明するに足りる書類（法人の場合は決算書、個人の場合は確定申告書および決算書（収支内訳書）等）の提出を求められる場合がありますので、ご承知おきください。

市は、申請内容を審査し、後日、承認した取扱店に「取扱店登録証明書」を発行し、取扱店用資材（ポスター、取扱店マニュアル等）等と併せて郵送します。

7. 使用済み応援券の換金

・換金請求期間

令和8年6月1日（月）から令和8年9月30日（水）までの平日

※9月1日（火）から9月30日（水）までは、月・水・金曜日（祝日を除く）

※上記期限を過ぎての換金には一切応じられません。

・換金請求場所

千曲市役所1階売店（Yショッピング）内の換金請求窓口

・換金請求方法

下記の【持ち物】をご持参いただき、窓口でご提出ください。

後日、請求書に記載された口座に市から直接振り込まれます。

【持ち物】換金請求書、使用済み応援券、取扱店登録証明書

8. 取扱店の責務

取扱店は、以下の項目を遵守してください。

これらの責務に反する行為が認められた場合には、市は、換金の停止、登録取消及び損害金の申し受け等を行うことができるものとします。

・応援券の取扱店であることが分るように、事務局から交付されたポスターを目につきやすい場所に掲示してください。

・取引において、応援券の受け取りを拒んではならないものとします。

ただし、偽造が疑われる応援券及び不正に使用されていることが疑われる応援券は受取を拒否するとともに、当該事実を速やかに市に通報してください。

※通常の注意を持ってすれば偽造されたものと分かる応援券については、換金に応じられません。

・応援券を現金に換金することは固く禁止します。

・応援券の額面に満たない場合は、つり銭を支払わないでください。

・応援券による支払を受けた際は、再流通を防止するため、券裏面に事業者名又は取扱店名若しくは氏名等を必ず記載してください。

・応援券の交換、譲渡及び売買を禁止します。

- ・利用者から受け取った応援券は取扱店の責任において厳正に管理してください。
※盗難、紛失、滅失等について市は一切の責任を負いません。
- ・市と適切な連携体制を構築してください。
- ・販売、換金等の事務的な手続きについては、後日配付されるマニュアルに従い行ってください。

9. 取扱店の周知方法

- ・一次受付期限までに受け付けた取扱店は、市民への応援券送付時に同封されるチラシに掲載します。
- ・それ以降に受け付けた取扱店については、市のホームページに掲載し、随時更新します。

10. 取扱店の費用負担

登録にかかる費用は無料とします。また、使用済み応援券の換金にかかる手数料についても無料とします。

11. 届出事項の変更

取扱店は、登録事項に変更があったときは速やかに運営事務局又は市総務課に届け出してください。

以上